

東京二十三区清掃一部事務組合  
管 理 者 殿

東京二十三区清掃一部事務組合  
監査委員 本 間 敏 明  
監査委員 樋 口 高 顕  
監査委員 ゆうき くみこ

令和4年度定期監査、工事及び委託監査、財政援助団体（東京二十三区清掃一部事務組合職員互助会）監査の結果について（報告）

このことについて、地方自治法第199条第1項、第4項、第5項及び第7項の規定に基づき下記のとおり監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を報告します。

なお、前監査委員山本泰人及び木内清は令和4年6月26日まで関与し、樋口高顕監査委員及びゆうきくみこ監査委員は同年6月27日から関与しました。

## 記

### 第1 定期監査

#### 1 監査実施期間

令和4年5月10日から令和5年2月16日まで実施した。

#### 2 監査対象

総務部、清掃技術訓練センター、清掃事業国際協力室、施設管理部、各清掃工場及び中防処理施設管理事務所、建設部、会計室、監査事務局、議会事務局

#### 3 監査の範囲と観点

##### (1) 監査の範囲

令和3年4月1日から監査実施当日分まで

ただし、契約関係は令和3年度分の事務処理について監査した。

##### (2) 監査の観点

- ① 東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一組」という。）の予算執行、収入、支出、契約、現金及び有価証券の出納保管、並びに財産管理等財務に関する事務の執行が法令等の趣旨に沿って適正に行われているか。
- ② 事務事業が計画や目的に沿って実施され、かつ経済性、効率性、有効性の観点から適切に執行されているか。
- ③ 令和元年度定期監査での注意・指導事項が是正されているか。

#### 4 監査の方法

定期監査については、令和4年度監査基本計画及び実施計画に基づき、監査資料の書類審査及びヒアリング等により行った。

#### 5 監査の結果

対象事務については、概ね適正に執行されていると認められる。なお、次に述べる一部の指摘事項について、事務処理の見直しや改善を行い、より適正な事務の執行に努められたい。

なお、指摘には至らないが改善が必要な事項については、監査委員の命を受けた監査事務局長を通じて関係者に注意・指導を行い、適正に処理を行うよう求めたところである。

##### (1) 重点項目について

令和元年度定期監査での注意・指導事項が是正されているかについて、重点項目として監査を行った結果、概ね是正されていることを確認した。

##### (2) 指摘事項について

※各項目末尾の( )内に当該事例の発生所管名、【 】内に本庁事務所管名を併記した。

##### ① 予算の執行について

各清掃工場等に配当されている当該消耗品費について、事務所管課に提出された予算要求内訳書の中に内容が具体的でないまま予算配当されていたものがあつた。また、内訳書に記載のない物品を購入していた事例が見受けられた。

当該の清掃工場等は、予算要求内訳書の具体的な記載に努めるとともに、緊急止むを得ない場合を除き配当予算の適正な執行に当たられたい。また、当事業費をまとめる事務所管課は、予算要求内訳書の記載ルールを示す等により、全工場等から要求額の客観的な根拠となる資料の提出を求め、当該消耗品費の削減に努められたい。

(各清掃工場・所、施設管理部管理課)【財政課】

##### ② 文書管理事務について

##### ア 起案に関すること

各清掃工場等における、起案文書作成については、これまでも改善を求めてきたところであるが、今年度の監査でも文書事務を十分に確認、理解せずに事務執行がされている事例が、多々見受けられた。

文書事務は、すべての事務の土台になるものであり、各清掃工場等で決裁にあたる管理・監督者は、日常の文書起案業務での内容確認や部下に対する適切な指導により一層努められたい。

(各清掃工場・所)

## イ 文書の收受に関すること

各清掃工場等において、工事及び委託の受注者から一組に提出された書類に收受印の押印がなされていない事例が散見された。

「東京二十三区清掃一部事務組合受注者提出書類処理基準」は文書收受後の処理を規定したものであり、收受印の押印については「文書管理規則」（平成12年4月1日規則第三号）第16条に基づき適切に行われたい。

（各清掃工場・所、施設管理部施設課）

## 6 意見

### （1） 物品購入の時期・共用物品の購入について

各清掃工場等において、共通に使用する事務用品や雑貨類、各種薬品類などの購入契約が清掃工場ごとにその都度行われているため、購入価格が異なっており、スケールメリットが生かされていない事例が見受けられた。

事務の負担軽減による効率化と経費削減の観点から、カタログなどを利用した全清掃工場等での共同発注の仕組みについて、他の自治体の例も参考に検討されたい。

（各清掃工場・所、施設管理部管理課）【契約管財課】

### （2） 各清掃工場等における電子入札について

各清掃工場等では、令和3年度に約1,000件の入札が札入れにより行われていた。その度に、清掃一組では、函面等の印刷及び書類等の郵送経費と事務作業の負担が、入札参加事業者には各工場・所へ入札に赴く時間と経費の負担がかかっている。

談合等の事故防止、DX推進の観点から、本庁契約で既に実施されている「東京電子自治体共同運営による電子調達サービス」の各清掃工場等への導入の検討に着手されたい。

（各清掃工場・所、施設管理部管理課）【契約管財課】

## 第2 工事及び委託監査

### 1 監査対象

総務部、清掃技術訓練センター、施設管理部、各清掃工場、中防処理施設管理事務所及び建設部所管の契約金額100万円以上の工事（修繕含む。）及び委託

### 2 監査の実施期間・範囲・方法

| 種別<br>項目 | 契約金額100万円以上500万円未満の工事及び委託   | 契約金額500万円以上の工事及び委託  |
|----------|---|---|
| 監査実施期間   | 令和4年5月10日から<br>令和5年2月16日まで  | 令和4年9月8日から<br>令和5年2月16日まで   |
| 監査範囲     | 令和3年度に契約したもの又は契約変更したもの  | ・令和3年度に契約したもの又は契約変更したもの<br>・令和2年度以前に契約したもので、令和3年度内に完了したもの、又は令和4年度以降継続しているもの |
| 監査方法     | 対象となる工事及び委託534件中147件(27.5%)を抽出し、定期監査時に併せ、監査資料に基づき書類審査及び疑問点等の確認を行った。 | 対象となる工事及び委託389件中72件(18.5%)を抽出し、監査資料に基づき書類審査及び疑問点等の確認を行った。                   |

### 3 技術調査委託

技術調査は、外部の専門技術者が第三者の立場で、当該事業に関わる計画、設計、積算等に関する事項が適切に行われているかを、プラント工事に精通している技術士が調査し評価を行うものである。今年度は競争見積により、「特定非営利活動法人 地域と行政を支える技術フォーラム」に委託し実施した。

調査対象：江戸川清掃工場建替工事

委託期間：令和4年9月15日から令和5年2月16日まで

### 4 監査の観点及び重点監査項目

監査にあたっては、工事は設計・仕様書、積算、施工の、委託は設計・仕様書、積算、業務履行のそれぞれ3分野ごとに下記の観点を設定し実施した。

#### (1) 設計・仕様書

- ① 設計が工事または委託の目的に適合し、合理的、経済的に行われているか。
- ② 設計図書(仕様書、図面、設計内訳書等)は、工事または委託の内容が十分かつ詳細で分かり易く記載されているか。
- ③ 設計図書の整合性は十分であるか。

#### (2) 積算

- ① 内訳書の各項目は内容が適切に明記されているか。
- ② 積算は、合理的、経済的に行われているか。

#### (3) 施工または業務履行

- ① 施工または業務履行は、設計図書等に基づき適切に行われているか。

- ② 工事記録または業務記録の内容は適切で十分であるか。
- ③ 工事または委託に係る書類は整理、保管されているか。
- ④ 工程管理、品質管理、安全管理等が適切に行われているか。
- ⑤ 設計が現場の実態に適合しない場合の変更協議等は、適切に行われているか。  
また、「設計・積算」を重点監査項目とし、設計図書及び積算が適切であるかについて検証を行った。

## 5 監査の結果

監査対象期間における工事及び委託については、概ね適正に執行されていたが、次に述べる指摘事項については、今後十分に留意されたい。

### (1) 工事・委託の起案文書について

工事・委託の起案文書について施行理由が、「不具合の発生や、性能維持のため」など具体性に欠けるもの、添付される特記仕様書の作業内容が、「点検及び補修の詳細や、材料の仕様詳細」など不十分な事例が複数確認された。

起案文書は事業の実施内容を明らかにするとともに、後々、説明責任を果たせるものでなければならず、「どのような不具合があり、なぜ機器の更新が必要なのか」といった具体的理由の記載と「点検・補修内容や使用材料の詳細等」を明確に記載した特記仕様書の添付に努められたい。

(各清掃工場・所)

### (2) 契約変更の際の事務処理について

「焼却炉その他清掃委託契約」において、焼却炉の停止期間前倒しに伴い、作業期間と内容を見直す契約変更が行われたが、財務会計システムの変更処理を清掃作業終了後に実施していた事例があった。

今後、契約変更を行う際には、適切な事務処理に努められたい。

(施設管理部施設課、渋谷清掃工場)

### (3) 特記仕様書で提出を求めている書類の管理体制について

定期補修工事事前調査委託において、受託者から提出された報告書類が所定の場所に保管されていない事例が複数の清掃工場で見られた。

今後は、提出書類は所定の場所に保管するという文書管理の基本に則り、各所属は、文書管理体制の整備を徹底されたい。

(中央清掃工場、北清掃工場、多摩川清掃工場)

### (4) 工事・委託契約における特記仕様書の適正な運用について

灰クレーンバケット補修工事他1件」において、「放射線障害防止に係る特記仕様書」で受託者から提出を求めている空間線量率の測定結果が提出されていなかった。空間線量率の測定は受託者が行うことが特記仕様書に定められているにもかかわらず、

監督員が受託者に直近の測定値を提供していたことを確認した。

監督員は特記仕様書の内容を十分に理解し受託者の指導に当たられたい。

(千歳清掃工場)

### 第3 財政援助団体等監査

#### 1 監査の対象

東京二十三区清掃一部事務組合職員互助会

#### 2 監査実施日

令和4年5月10日から令和5年2月16日まで

#### 3 監査の範囲

令和3年4月1日から監査実施当日分まで

ただし、契約関係は令和3年度に契約したもの

#### 4 監査方法

令和4年度監査基本計画及び令和4年度財政援助団体等監査実施計画に基づき実施

#### 5 監査の結果

概ね適正に処理されており指摘すべき事項は認められなかった。

#### 6 意見

事業原資には区民の税金が含まれているということを常に意識し、引き続き適切な事務執行に努められたい。